

蕨市景観審議会傍聴要領

令和4年1月21日

(趣旨)

第1条 この要領は、蕨市景観審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、所定の場所で自己の住所、氏名等を傍聴申込書に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 審議会の会長(以下「会長」という。)は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、会議等の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、写真、映画等を撮影し、録音してはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、審議会が非公開の決定をしたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要領に違反したと認められるときは、注意を促し、なお改めないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年1月21日から施行する。